

日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、受信料の引下げや4つの負担軽減策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいます。この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出の内容及び額を精査し支出の削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを強く求める。さらに、事業の中で大きなウエイトを占める国内放送を含め業務全体を聖域なく抜本的に見直すことや予算編成の在り方も見直すこと等により、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める。

なお、業務の遂行に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、繰越金の現状や、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえると、「NHK経営計画2018－2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しの徹底とともに不断に検討していく必要がある。さらに、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映することを強く求める。

さらに、自国開催で国民・視聴者が高い関心を有する東京2020大会に関する放送・サービスの実施に当たっては、民間放送事業者と十分に意思疎通を図りながら実施し、国民・視聴者の関心に的確に応えるとともに、我が国及び地域の魅力を世界に発信することにより、大会の成功に貢献することが強く期待される。

また、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、引き続き徹底した取組を強く求める。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

- 1 国内放送番組の充実
- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民

の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。また、北海道胆振東部地震等において、停電時の情報入手手段としてラジオの有用性が改めて認識されたほか、大規模自然災害発生時、総合テレビジョンの放送において、英語表記やQRコードにより、NHK国際放送「NHKワールド JAPAN」の英語ウェブサイトへの案内を実施するなど、外国人に向けた情報提供にも取り組んでいるところ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用して実施すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行など様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究など、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や放送サービスの高度化に向けた更なる研究を推進すること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、これら諸点の発信の充実に努めることが期待される。今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に

努めること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。

- 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 地上デジタル放送日本方式の海外展開については、採用国から新たに専門家派遣が要請されるなど、採用国に対する技術支援が引き続き重要となっていることから、これまでの寄与も踏まえ、採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた技術支援等に積極的に協力すること。

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

- 4K・8K放送の早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、東京2020大会に向けて、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との緊密な連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、医療、教育等放送以外の分野での利活用や海外展開への寄与に努めること。
- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、放送法第20条第10項第4号「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」等を遵守し、令和2年1月に認可した実施基準に従って、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、会計上の透明性を確保すること。また、民間放送事業者との連携・協力については、民間放送事業者の求めに応じ、その具体化を図ること。さらに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。あわせて、「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が平成30年度末で約70億円となっていることから、一層収支の改善に努めるとともに、有料インターネット活用業務勘定の収支が実施基準の認可申請時に示された見込みよりも悪化することが見込まれる場合には、有料インターネット活用業務の累積収支改善のための措置を講じること。

4 経営改革の推進

- 平成31年・令和元年には、受信料に係る契約・収納等業務の委託先法人による受信契約者の個人情報の漏えい、職員による不正経理・着服等の不祥事が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めること。具体的には、受信料に係る契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関し、抜本的な再発防止策を講じ、寄せられる苦情や意見も踏まえ不断の見直しを更に行っていくこと、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）による改正後の放送法（以

下「改正放送法」という。)に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。

- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、平成31年4月のNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や令和2年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、子会社全体の在り方について早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」(平成28年3月15日)に記載している「2020年の女性管理職の割合を10%以上にする」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、政府の重要課題でもある「働き方改革」を推進するための改正労働基準法等が施行されたことから、協会においても、平成29年12月に定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用にあたっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)(令和元年8月9日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 協会が「2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する」こととしている衛星放送の在り方を含め、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら検討を進め、早急に一定の結論を得ること。
- 改正放送法において中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の提供が制度化されたことも踏まえ、情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、「NHK経営計画2018-2020年度」に掲げる支払率を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- また、上記の対策の実施に当たっては、現状分析と課題の整理を十分に行った上で必要な施策等を実施するとともに、高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- NHKふれあいセンターに寄せられた訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等は平成30年度で約3万7千件に上っていることから、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。令和元年度末には1,041億円の財政安定のための繰越金を有する見込みであること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、上記「4 経営改革の推進」で示した既存業務全体についての見直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うこと。

6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 東日本大震災以降も熊本地震、令和元年台風15号・19号など大規模災害が相次いで発生している。引き続き、国内放送のみならず、国際放送による復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる地上デジタル放送の受信環境整備等に適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替

- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、コスト削減に努めるとともに、平成28年8月に公表した「放送センター建替基本計画」や令和元年11月に公表した新放送センターの基本設計の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散について、早急に一定の結論を得ること。

8 次期中期経営計画の策定

- 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する協会の検討結果（令和元年12月8日）において、業務委託や施設・設備の整備の在り方等の検証による事業支出の削減、子会社や関連公益法人等の更なる経営統合も視野に入れたグループ経営改革の推進等、次期中期経営計画に反映することとしている事項や、上記「4 経営改革の推進」で指摘した衛星放送の在り方については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。
- 改正放送法に基づき、次期中期経営計画の意見募集を行う際には、寄せられた意見等を適切に反映すること。